	特別の法律により設立さ	れる民	間法人の選	運営に 関	引する指導監督基	準に基	づく指導監督状況(令	和6年度)			
法 人 名	東京中小企業投資育成株式会	根	拠法令名	中小	企業投資育成株式金	会社法		(昭和61年	7月	1口尺期光 / /	(Iz)
 1.法人の概要					業務の	り概	要	(哈和01平	7月	1日民間法人位	<u>L)</u>
	一. 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二. 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社 債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、ま たは移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の 保有										
	三. 節二号の規定により会社がたものを除く。)又は新株予約れた株式を含む。)又は新株予約	等(以下「株 責等(新株予 新株予約村	:式等」。 ·約権付為	る株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権(新株予約村等)という。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。 新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株						又は移転さ :有	
	役・職員数		理事長等		理事		監事		Ą	·····································	
	常勤			1 人		3 人		1 人		97 人	
	非常勤			0 人		2 人	2	人			1 人
2. 事業 (1)運営費、補助金等		令	和 6 年度(A)	令和 5 年度(I	3)	令和5年度比又は令和 年度差(A/B, A-B)	^o ┃ (取組を行	行ってい	減化措置の取ない場合、補 ない場合、補 ない場合、そ	助金等割
	総収入額		130	億円	66	億円		 補助事 	事業の段階	皆的廃止	
	補助金等収入額(①)		-	億円	-	億円					
	事業による自己収入額(②)		130	億円	66	億円		② 自主事	事業による	る自己収入の持	広大等
	①/2×100 (%)		_	%	_	%					
	経常的運営費用(③)		-	億円	-	億円		③ その他	1		
(0) (0)	①/3×100 (%)		-	%	-	%					
	制度的独占となる事務・事業の)有無			(有・無)	無					
2. 事業	制度的独占となる事務・事業 務・事業名及び理由				(事務・事業名) (理由)	- -					
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、 務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまって 由				る理 (理由) -						
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、事務・事業全体が実態上独占とならないための所 正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由			要の是	の是(ルカ)						
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、 弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合は 由)			その理	(有・無) (内容)	無 -					
	制度的には独占となっていない 独占となっている場合、その内		事業でも、	実態上	(内容)	-					
	制度的には独占となっていない 独占となっている場合、独占の 正措置の有無、内容(行ってい	の弊害を	生まないた	めの是	(有・無) (内容)	無 -					
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有			無	Ę	手数料	等対価の額、 算定根拠 での公表の有類		ット	無	
	名称(法令等に基づく検定等に ※)	とは ※		対価	の額	算	定 根 拠 (法令等に	基づく検定等に	こついて	は決定方法を	付記)
					円 円 円 円	(決定者 (決定)					
		対価を徴収する事務・事業の区分経			<u>円</u> ŧ	収支	こ び状況のインターネット [〜]	での公表の有無	の公表の有無		
	型の有無 対価を伴う自主事業の有無			111	無法人における純利益					_	
(5)検査等の事務・事業					まづく検査等の基準の内容					規定方	<u> </u>
(6)外注の有無	- 本来予定されている事務・事業の外注			_							
	外注しなければならない理由 外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの 有無と内容			(有・無 (内容)	(有・無) 無 (内容) -						
	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内				有・無) 有 内容) 東京中小企業投資育成株式会社事業に関する規則						
到度的独占の事務・事業 5) 検査等の事務・事業 6) 外注の有無 7) 事務・事業の公正性の担保	役職員に対し、公正性を担保すられる職務規程等の有無と内容由)			(有・無 (内容)	無) 有		ライアンス規則、インサイ		:規則		
	FH/			/					-		

3. 機関 (1)役員(除 監査役員)	役員選任規程の有無			左の規程がない場合、					
	役員の定数		11 人	上限と下限の幅がある 幅	場合はその $_3$	3~11人			
	役員の選任は公正かっ れているか	自主的な方法によって行わ	会社法第329条第1項に	基づき株主総会決議によ	≒り選任				
	役員の任期		1 年	2年以外の任期として その年数、理由	いる場合、	(年数) 1年 (理由) 取締役の経営責任を明確化す るため			
	在任年齢に関する規定	この有無	有	規定の内容	J.	原則、一定年齢に達した場合には再 、	任しな		
	役職名 氏 名		当初就任年月日	前	職	前々職割常			
	代表取締役社長 取締役 取締役 取締役 取締役	安藤 久佳 田 久佳 田 大 保行 坂 一 郎 大 下 谷 貴子 西 澤	令和 5年6月14日 令和 5年6月14日 令和 4年6月14日 令和 5年6月14日 令和 2年6月15日 令和 5年6月14日	日本生命保険(相)特別原 (公財)東京都歴史文化原 山田・尾﨑法律事務所 常磐興産㈱ 代表取締役	財団副理事長 弁護士	経済産業事務次官 東京都生活文化局理事((公財)東京都歴史文化財団派法 みずほ情報総研㈱(現みずほリ サーチ&テクノロジーズ㈱)代表	常常常常非非		
	特定企業関係者、所管	で官庁出身者が1/3超の場合	合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事 計が1/2超の場合、そ		る同一業界関係者と所管官庁出身 ⁵	者の合		
	(比率) -		%	(比率) -			%		
	(理由) - 役員報酬の支給基準	の 有 有	一般への閲覧提供の有無	(理由) - 有	インターネッ	ルトによる公表の有無 有			
	無	 役員報酬の支給基準の内	 		役員の退取	戦金の決定方法			
	株主総会が決定する幸 ランス等を考慮して決	設酬総額の限度内で、世間水 定	準及び対従業員給与とのバ	株主総会決議によって活	って決定				
	役員会規程の有無		役員会の成立要件			役員会における議決要件			
	有取	締役会規則第5条に基づき取	双締役の過半数の出席により	成立 取締役会規 もって議決		則第5条に基づき出席取締役の過半数を			
(2)監査役員	監査役員選任規程の有	無	有	選任規程がない場合、					
	監査役員の選任は公司 行われているか	Eかつ自主的な方法によって	会社法第329条第1項に	基づき株主総会決議により選任					
	関係府省以外の	者及び外部の者を登用してい	ゝない場合、その理由	監査役	員が理事を兼	ねている場合、その理由			
	監査役員の任期		4 年	- 2年以外の任期として その年数、理由	いる場合、	(年数) (理由) 会社法の規程による	4 年		
	在任年齢に関する規定	どの有無	有	規定の内容	原 V	原則、一定年齢に達した場合には再 、	任しな		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 哨	B	前々職	常勤・非常勤		
	監査役 監査役	丸山 孝則 石田 徹	令和 4年6月14日 平成28年6月17日	(㈱日本政策金融公庫常) 日本商工会議所専務理	事	日本アルコール販売㈱取締役副社	常		
	監査役	竹本 雅則	令和 6年6月18日	東京商工会議所専務理	事		非		
	张太 仉县却到 5.士处	# SAR							
	監査役員報酬の支給 の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有		ァトによる公表の有無 有			
	姓子処合が冲 ウナッキ	監査役員報酬の支給基準の	準卫が4分米目分上しの が			退職金の決定方法			
	株土総会が決定する¥ ランス等を考慮して決	・器酬総額の限度内で、世間水	平区 い 刈 促未貝粕 子 と 切 ハ	株主総会決議により決定	定				

(3)社団的性格の法人の総会等	終今年の中	立亜低の	有無と内容	総合笙における議沖亜仳の右無し内穴							
の正因的正確の位入の形式等	(有・無) 無	工女件の	1 m C 1 14	総会等における議決要件の有無と内容 (有・無) 無							
	(内容) -				(内容) -						
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由)										
	(有·無) 無										
(4)評議員会等	(内容) - 一	ス ツ シャナ	建設にの中央心に		*************************************	◇佐の掛中日のハ:	正分部ドッキ無い	与宏			
(4) 計職貝云寺	一	る果務実	續評価の実施状況		(有・無) 無	云守の博成貝の公.	正な選任の有無、「	7]谷			
	-			(内容) -							
	評議員会等の構成員の役員兼任の 有無		無		役員を兼ねている場合、その構成比率(兼務の役員 _ 数/評議員会等の構成員数×100)						
	評議員会等の構成員が役員を兼任 している場合、その理由	-									
	評議員選任規程の有無		無		左の規程がない場合、	生の規程がない場合、その理由 -					
	評議員定数			上限と下限の幅がある 幅	上限と下限の幅がある場合はその _						
	評議員任期	-			"" 2年以外の任期として その年数、理由	いる場合、(年初)		年			
	 在任年齢に関する規定の有無		無		 規定の内容	-	ш,				
		の企業又	は所管する官庁の出身者			[の場合、その比率	をと理由				
	(比率) - (理由) -							%			
	評議員会規程 の有無	評議	員会の成立要件			評議員会における議決要件					
4. 財務及び会計	無 - 企業会計原則の適用の有無	Π	 有		- その他法人の特性		る一般的かつ _				
(2)余裕金の運用	 余裕金(財産)の額及び具体的な		をの額)		標準的な会計基準	名	1	.2, 452, 414, 559 円			
(3)長期借入金	運用方法 長期借入金の有無	(運用力	方法) 経理規則第1 無	7条等に基							
	長期借入金の確実な返済計画の内容			政別旧八並の延行	可回の行派		λii.				
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の	引当金等	の類	5	川当金・特別法上の引			有無			
	31 <u>— 1931 m — 19</u>		4, 157, 128, 634 円 (有:		(公表し 有 -	ていない場合その	7理由)				
(5)公認会計士監査	収支決算額 130 億円	収支決算	章額が50億円以上の法人		認会計士監査の実施の	有無		有			
	公認会計士監査を実施していない 場合、その理由	-									
	公益法人、株式会社等への基金拠 出の有無	無			公益法人、株式会	·無	有				
(1)基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場 合の基金拠出等の有無	有			財産の管理運用と	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無					
	事業報告書へ の 記 載 内 容 (未記載の場 合その理由)	め法人による出資比率・議決権比率が20%! 上のもの			以 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっている もの						
	名称				-						
	所在地				<u>-</u>						
	事業内容 - 役員の状況 -				-						
	従業員数 -				_						
	持ち株比率 - 法人との関係 -				-						
6. 情報公開 (1)法人における業務及び財務 等に関する公表	A IV		法人における業務及び 務等に関する資料の5年 間の備え付けの有無	才 同資料	4の一般の閲覧の有無	同資料のインター トによる公表の		ない場合その理由			
			有		 有	有	-				
	役員名簿	有		有	有						
	組合員等名簿										
	事業報告書・附属説明書類 損益計算書又は収支計算書		<u>有</u> 有		<u>有</u> 有	<u>有</u> 有					
	貸借対照表 法律上作成が義務付けられている	、財産日	有		有	有 -					
	録及び決算報告書	別座日	有		有	有 -					
	監事の意見書 事業計画書		有 有		有 有	有 有					
	事業計画者 収支予算書						_				

当事業等・季素の内容及び呼吸組合作のでは、当該報酬金等の名本及び金額、交付対象等等の内容を対している主人について、当該報酬金等の名本及び金額、交付対象等等の内容を対している主人について、当該報酬金等の名本及び全額、交付対象が多くない。 「「「「「「「「「「「」」」」」」 「「「」」」」 「「「」」」 「「」 「「」」 「「」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」 「「」」 「「」 「「」」 「「」	(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			人	管官庁における所管法の業務及び財務等に関る資料の備え付けの有無	無い場	場合、その理由	閲覧の有	無	閲覧させていない場合、そ 理由	の	
					有	-			有有有	_		
日本の主意を表示している。 19年の日本の主義を表示している。 19年の日本の主義を表示し			· 体		有	_		有		_	_	
日本の主義を担当しましている。					 有	-		有		_	_	
解雇上の政党議論を持つられている設置		損益計算書	ない大計算書		有	-		有		_		
日本の大学等を表現しています。 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					有	-		有		-		
### 2017年3月12日 1		録及び決算	〔報告書	産目 		_				_		
接入予算等						_			<u>[</u>		_	
						_				-	_	
### 10 の					人に関する事項のイン ーネットによる公表の	公表してい	いない場合その理由	ジへの簡便な7 を可能とする抗	アクセス	(一部のみ実施の場合も含	157	
東京			3局(担当局担当課等)の名	称		- -				-	_	
東京					有			有		_	_	
30 所存的におけらホー 本会目的及び事業 有 日 日 日 日 日 日 日 日 日		設立年月日				-				-		
(3)所管所に対するホーム						-				_	_	
一	(2) 正然庁庁におけてナール				有	-	_	有		_	_	
付別業事業の内容を受けている連載を書意の内容を受けている連載を含めていまった。	ページ掲載	制度的又は 当該事務・	t実態的に独占となっている 事業の内容及び根拠法令						1			
(3) 連報公参長等の状況の公表										理由		
安藤上でいる主な項目 古意山で小宮にの支払、市営的人に対けて登積人の 「おきなり、一部を入り、では横以上の季花人の役員と歌いている連種人務員及び当該法人 「お妻の後別に当たってが 田僧に基づく指導監督の実施の有類	ページ掲載 4) 退職公務員等の状況の公表 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 1) 指導監督の実績等 2) 所管法人の事務・事業の見								右		_	
「京、基準の運用に当たって所 情報を与文権の大名、有容を人においる理像と対して、おりません。	(5)と横五份貝子の水化の五衣					•	17					
の遊議者の状況についての念をの有無		当該退職公				官職名等						
次表していない場合、その理由					いている退職公務員及	び当該法人						
7. 基準の運用に当たって所 密存官に求められる指置等 超準に基づく指導整督の実践等		の退職者の	状況についての公表の有無									
(1) 指導室管の実績等			公表して	いる主	な項目		公表していない場合、その理由					
(1) 指導監督の実験等	7. 基準の運用に当たって所 管府省に求められる措置等	基準に基づ	ぶく指導監督の実施の有無	無	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩		_					
する法人の特性を踏まえた適切な指揮整督の実績及びその内容 「	(1)指導監督の実績等			有	指導監督の美額及いて	の主な内容						
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		する法人の特性を踏まえた適切な指			地遊览物のは使ひゃり	0 th #2						
直し 一方ででは、		する法人の	り特性を踏まえた指導監督		指導監督の美額及びそ	の内容	_					
当該見直し結果の公表の有無 無い場合、その理由 画等の届出、法第9条に基づき再業年度経過後三月以内に貸借対開表等の提出、中小企業投資育成末式会社業務処理期期第7条に基づき、毎事業年度終了後四月以内に投資対象会社の業務の状況等の報告、業務処理規則第7条に基づき 事業月販の提出を受けるほか、株主総会や定期的な決算等の報告を得て、都度内容を稽意しており、見直すべき点は無かったため。報告を得て、都度内容を稽意しており、見直すべき点は無かったため。を行の可能性についての検討の有無 事務・事業者による自己確認への事務を含めた所要の措置の実施の有無 の公表の有無 の公表の有 無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有無 の公表の有 無 京事業を行っている場合、制度的独 占の確認の必要性 (特に事務・事業を行っている場合、制度的独 占の確認の必要性 法令の規合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性 この他	直し			無	無い場合、その理由		画等の届出、法第5の提出、中小企業投 年度終了後四月以内 第8条に基づき事業	9条に基づき毎 受資育成株式会社 内に投資対象会社 業月報の提出を受	事業年度組 土業務処理 土の業務の 受けるほか	経過後三月以内に貸借対照表 里規則第7条に基づき、毎事 の状況等の報告、業務処理規 か、株主総会や定期的な決算	等業則等	
ついて、事業者による自己確認への 移行の可能性についての検討の有無 を活用し つつ、3 ~ 5 年を 目途に定 期的、全 直し 「無 「		当該見直し	.結果の公表の有無	無	無い場合、その理由		画等の届出、法第5の提出、中小企業投 年度終了後四月以内 第8条に基づき事業	9条に基づき毎 受資育成株式会社 内に投資対象会社 業月報の提出を受	事業年度組 土業務処理 土の業務の 受けるほか	経過後三月以内に貸借対照表 里規則第7条に基づき、毎事 の状況等の報告、業務処理規 か、株主総会や定期的な決算	等業則等	
を活用し つつ、3 ~5年を 自途に定 期的、全 般的な見 直し 「表・事業を当該法人に行わせる ことの必要性(特に事務・事業の 一部を外注している場合、その事 務・事業をででいる場合、その事 務・事業を行っている場合、制度的独 占の継続の必要性 法令の規定に基づく検査関連制度 の場合、手続の簡素化、事業者に よる自己確認への移行の可能性 その他		ついて、事業者による自己確認への			無い場合、その理由		_					
○ 5 年を 目途に定 期的、全 般的な見 直し 事務・事業を当該法人に行わせる ことの必要性(特に事務・事業の 一部を外注している場合、その事 務・事業を行っている場合、制度的独 占の継続の必要性 法令の規定に基づく検査関連制度 の場合、手続の簡素化、事業者に よる自己確認への移行の可能性 その他		事務・事業目体の必要性 つつ、3 ~5年を 目途に定期的、全 般的な見直し 事務・事業を当該法人に行わせ ことの必要性(特に事務・事業 一部を外注している場合、それ ければならないか) 法人が制度的に独占となる事務 事業を行っている場合、制度的			せる 業の の事 わな							
事業を行っている場合、制度的独 占の継続の必要性 法令の規定に基づく検査関連制度 の場合、手続の簡素化、事業者に よる自己確認への移行の可能性 その他				· 事業の その事				4	無			
の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性 その他												
			の場合、手続の簡素化、事 よる自己確認への移行の可	事業者に								
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等)												

・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっているが令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で 既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。

[○]以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。・評議員会等による業務実績評価の実施

民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。